よこはま 横浜市消費生活総合センター

くらしの情報 321号

2010(平成22)年5月発行〔隔月発行〕

今月号のもくじ

1,2p ・自転車操業からの脱出の機会に!
～貸金業三法の施行が最終段階 金利規制と総量規制～
3p ・消費生活相談コーナー
「交換条件で未公開株を買ったが、株券が送られてこない」
・くらしのキーワード
「エコファーマー」
・テスト室だより
「ヘアードライヤー」
4p ・お知らせ

自転車操業からの脱出の機会に！

～貸金業三法の施行が最終段階　金利規制と総量規制～

弁護士　茅原（ちはら）　洋子

深刻化する多重債務問題に対処するために、平成18年12月、貸金業三法（貸金業規制法、出資法、利息制限法）の改正が成立しました。段階的に施行され、最終段階である本年6月に、改正の中心課題であった、処罰金利の引き下げと、グレーゾーン金利の廃止（貸金業規制法第43条の廃止）、そして貸付金額の総量規制が施行となります。

法改正の社会的背景

●金利と過剰融資＝完済できない仕組み＝

一般に、サラ金（いわゆる消費者金融）から借りても、返せるとつい思ってしまいがちです。借りるお金の金額と、来月いくら返せばよいかという点に目がいき、長期的な金利の怖さにはなかなか気づきにくいからです。

金利が低ければ、住宅ローンのような多額の借金を返すことができる人でも、29.2%の金利（改正前の処罰上限金利）で借り、利息だけ返せばよく、返済金が不足しても不足部分は借りて支払うことができるという仕組みの中に置かれると、返しきれないどころか、雪だるま式に借金が増え、長年返済に苦しむということが起きるのです。

仮に200万円を29.2%の金利で借りた場合、年間58万4,000円（1か月4万8,666円）を10年間返し続け、支払い総額が584万円になったとしても金利分にしかならず、元本が全く減らないことになるのです。

＊ただし、利息制限法による利率（後述）を超えた部分は、毎回元本に充当できるとされ、元本が完済となった後の過払金は返還請求することができます。

●借主の拡大と多重債務者・自殺者の多発

銀行から低金利の融資を受けられない状況や、手続きが簡便であること、借金の危険性を感じさせない広告などから、ついサラ金やクレジットといった高金利の貸金業者を利用してしまう人が少なくありません。サラ金等の利用者は、平成18年には1,400万人、5社以上から借りている多重債務者は200万人にのぼりました。

長年借金苦から抜け出せない生活によるストレスから病気になったり、家庭が崩壊したりし、自殺を考えるようになる場合が多く、高金利と過剰貸付は自殺者多発の原因の一つでした。また、税金や国民健康保険料の滞納など、地方自治体財政を圧迫する要因にもなっていました。

法改正のポイント

利息制限法と出資法について

貸金業者がお金を貸す際には、利息制限法と出資法という二つの法律で上限金利が定められています。

利息制限法では、元本額に応じて15～20%の上限金利が設定されており、上限を超える部分は無効で、本来は支払う義務はないものです。

一方、出資法の上限金利は29.2%で、上限を超えて契約した貸金業者には刑事罰が科せられます。この二つの上限金利に挟まれた部分を「グレーゾーン金利」といいます（図参照）。

グレーゾーン金利の部分は、利息制限法により支払義務はありませんが、債務者が任意に支払い、貸金業者が契約時・弁済時に適切に書面を交付している場合は有効な弁済とみなすという「みなし弁済」の規定が貸金業規制法（第43条）に設けられています。

●処罰金利の引き下げ＝年29.2%から20%に＝

今回の改正出資法の施行により、年20%を超える金利で契約したり、請求したり、受け取ったりすると、5年以下の懲役か1，000万円以下の罰金に処せられることとなりました。

この出資法の上限利率は、さかのぼってみると、平成12年6月に商工ローン問題が社会問題化したことを契機に、40．004%から29．2%に引き下げられています。本年の施行により、さらに20%に引き下げられます。

●「グレーゾーン金利」「みなし弁済規定」の廃止

本来は無効な金利を契約書に書くと、嘘の契約書になりますので、“契約書に正しい記載をしなければ罰する”としていた貸金業規制法第17条への違反にあたるはずです。

ところが、貸金業規制法が国会に提出された昭和58年に、貸金業者は「規制のムチができるならアメもくれ」と主張し、みなし弁済の規定を定めた第43条が入った貸金業規制法が成立してしまいました。

この規定により、契約書にグレーゾーン金利を書き、借主が任意にその金利を支払った場合は、法律上必要とされた事項を記載した契約書と受取証書を借主に交付していることを条件に、その弁済が有効とみなされるということになりました。

貸金業規制法は、これらの法律を知らない消費者が、本来無効であるはずの利息制限法の上限を超える利息を支払ってしまうという、結果的には借主を騙すことを認めてしまうような、とんでもない悪法でしたが、ようやく廃止になりましたので、今後は有効な金利を契約書に書かなければ罰せられます。

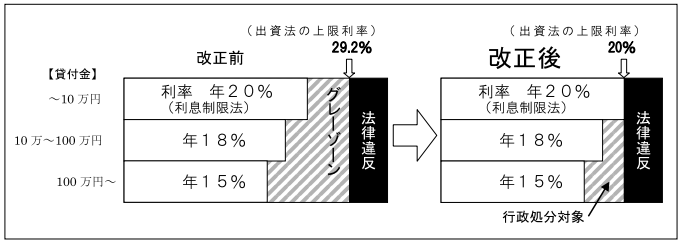

●総量規制＝個人の借入総額が年収の3分の1を超える貸付けは原則禁止＝

貸金業者の過剰貸付の禁止規定は、もともとありましたが、有効に機能してはいませんでした。そこで、複数の貸金業者からの借入総額が年収の3分の1を超えると、それ以上貸付けをしない、という総量規制が実施されることになりました。

■総量規制には、「除外」や「例外」となる貸付けがあります。改正貸金業法に関するお問い合わせは、日本貸金業協会相談センター（TEL0570－051－051）まで。

残る課題

利息制限法の金利（元本額に応じて15～20%）は、銀行貸出平均金利が9%台であった昭和29年以来変わっていません。現在、普通預金の預金金利が非常に低いことを考えれば、利息制限法の金利自体が高すぎるので、引き下げる必要があるのではないでしょうか。

借金返済のための借金はしない！

すでに年収の3分の1を超えて借りている人は、今後は借りて返すという自転車操業を続けることはできなくなります。これが、借金生活から脱出する絶好の機会になると思われます。

多額の借金を抱えている場合は、弁護士会等の無料相談で、相談してみてください。利息制限法に引き直して減額したうえ、将来金利を付けない分割弁済を行う債務整理ができます。それでも返しきれない場合は、個人再生や自己破産という選択肢もあります。

健康的な生活を取り戻すには、長く脱出できない高金利の罠から早く抜け出すことが肝心で、今回の法律の改正をその機会として活用してほしいと思います。

消費生活相談コーナー

「交換条件で未公開株を買ったが、株券が送られてこない」

突然、業者から電話があり、「以前、未公開株を買ったことはないか」と聞かれた。「ある」と答えると「その未公開株を5株250万円で買い取るので、代わりにA社の未公開株を1株35万円で3株買ってくれれば5株渡す。上場間近なので必ず儲かる」と言われ、3株分105万円を指定された銀行口座に振り込んだ。その後、業者からの連絡はなく、買い取りの約束も実行されず、株券も届かず不審だ。解約して返金してほしい。（60代　男性）

詐欺まがいの被害が多発しています。
未公開株購入の勧誘を受けたときはより慎重に!

対　応　株の売買ができるのは、金融庁に登録している金融商品取引業者（証券会社）等や、株を発行している会社だけです。その業者が登録されているかどうかを金融庁のホームページ（http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html）で確認したところ、登録されていませんでした。また、A社に上場の予定がないことも確認できました。幸い業者と連絡が取れたため、解約・返金を求めたところ、業者は解約に応じ、後日、相談者から105万円の返金があったという連絡がありました。

アドバイス　未公開株とは、証券取引所や店頭市場に上場していない株のことです。上場されると初値が購入価格より高くなることがあるため、投資家の間で注目されています。上場前や公募時に取得できる機会は限られているため、「上場間近で値上がり確実」などと勧誘されると、つい「うまい話」に乗ってしまうようです。

未公開株購入の勧誘を受けたときは、販売会社が登録業者かどうかを確認し、無登録業者との取引は避けましょう。最近は、会社の経営実態が怪しいなど、発行会社自体が詐欺的な行為を行っていたり、金融商品取引業者等の名をかたって勧誘する場合もあります。業者と連絡が取れなくなり、お金を取り戻せないケースも多いため、十分ご注意ください。

くらしのキーワード
エコファーマー

たい肥等による土づくりを基本として、化学肥料、化学合成農薬の使用量を低減するなど、環境にやさしい農業に取り組む栽培計画（「持続性の高い生産方式を導入する計画」）を作り、都道府県知事に認定された農業者を「エコファーマー」といいます。

化学肥料や化学合成農薬を減らす割合は作物ごとに定められており、都道府県により異なりますが、現在使用している量の、おおむね2割～3割程度を減らすことを目標としています。

エコファーマーマークは、エコファーマーが栽培した農産物であることを示すマークです。農産物に添付されているシールや包装容器等に使われています。

テスト室だより

Q．ヘアードライヤーの使用中に本体後部から火花が出た。

A．使用中及び収納の際に、繰り返し電源コードの付け根部分がねじれ、折れ曲がった状態だったため、電源コードが断線してショートし、本体後部から火花が出たものです。

ヘアードライヤーは消費電力が大きく、電源コードに無理がかかった状態で使用を続けると、電源コードが断線して危険です。ヘアードライヤーの収納時に電源コードを本体にきつく巻きつけたり、ねじれたままにすると電源コードに負担がかかりますので注意してください。

使用中に送風が止まったりするときは、電源コードの芯線が半断線している可能性がありますので、すぐに使用を止めて、メーカーや販売店に点検・修理について相談しましょう。

また、吸気口に埃や毛髪等が付着したまま使用していると発火のおそれがあります。取扱説明書に従って取り除くようにしてください。

物価に関するお問合せは

◎ 県物価ダイヤル消費生活課 045(210)3865

◎ 総務省統計局 消費者物価指数 http://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/index-z.htm

消費生活教室のお知らせ

開催日	テーマ	講師	定員
5月28日(金)	**地産・地消　ヨコハマの野菜たち** ～国内食料自給率が問われている、今～ 参加費　無料	横浜市環境創造局 南部農政事務所　課長補佐 堀内　大盟	66名
	会　場:横浜市消費生活総合センター5階　会議室3		
【時間】13:30～15:30(開場・受付／13:00～)　★先着順受付中			

開催日	テーマ	講師	定員
6月25日(金)	《施設見学》 **家庭に都市ガスが安定供給されるまで** ～世界最大級の地下タンクと省エネ工場～ 参加費　無料	東京ガス根岸工場職員	80名
	会　場:東京ガス　根岸工場(磯子区新磯子町34) 交　通:●JR根岸線「磯子」駅下車 ※JR根岸線「磯子駅」集合・解散 東口改札口に12:45～13:00の間、案内係が待機します。 ※磯子駅と根岸工場の間はバスで送迎します(出発は①13:10②13:15の2運行のみ)。 ※場内をバスや徒歩で移動します。身軽な服装と靴でご参加ください。		
【時間】13:30～15:30(集合／13:00)　★5月11日(火)午前9時から先着順受付			

■共通申込方法・TELまたはFAXで　　・対象:横浜市内在住・在勤・在学の方
*FAXの場合は、(1)テーマ(2)お名前(3)居住区名(4)電話番号(5)FAX番号をご記入のうえ、下記まで。
なお定員を超えた場合のみ、お断りのご連絡をいたします。
●問合せ・申込み先「消費生活教室」担当　　TEL　845－7722　FAX　845－7720

ご記入いただいた個人情報は、この講座の目的以外には一切使用しません。

随時受付！

悪質商法被害防止出前講座“講師を派遣します”

センターでは悪質商法の被害未然防止と早期解決のための出前講座を行っています。市民向け(無料)と企業向け(有料)をご用意しておりますので、ぜひご利用ください。

①市民向け出前講座　無料

＜主な対象＞　消費生活推進員、福祉関連施設、自治会・町内会、ＰＴＡ、学校等

ますます悪質・巧妙化する手口や、相談事例を交えて、分かりやすく楽しく説明します。消費者の強い味方「クーリング・オフ」についても説明し、ハガキの書き方をわかりやすく伝授します。

※原則として、参加者が２０名以上見込まれる学習会等に派遣します。講師派遣は１団体（グループ）につき年１回です。

②企業向け出前講座　有料

負担金：1回につき12，000円

悪質商法による被害の未然防止と早期解決を図るため、横浜市内の企業等が主催する研修会に講師を派遣します。新入社員の研修や社員教育にご利用ください。

ご注意　営利目的にはご利用いただけません。

出前講座についての問合せ・申込みは、
啓発相談課　８４５－５６４０まで

随時受付しておりますので、お気軽にお電話ください。

横浜市消費生活総合センターホームページ　http://www.yokohama-consumer.or.jp
センターホームページ／モバイル(携帯)版　http://www.yokohama-consumer.or.jp/i/ind.html
モバイル版ホームページにアクセスできます。⇒⇒⇒

発行　横浜市 消費生活総合センター
平成22年5月5日発行　●くらしの情報は奇数月の5日発行
〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1－6－1ゆめおおおかオフィスタワー4階・5階
TEL.045－845－5640　FAX.045－845－7720
作成：財団法人横浜市消費者協会(指定管理者)

環境モデル都市・横浜　G30からCO-DO30へ　市民の力が地球を救う